

監査法人のガバナンス・コードの適用状況

2026年3月31日現在

 **KOA** 興亜監査法人
Since 1982

下記、原則に関連する各指針について、実施している場合は「Comply」と記載し、その内容を説明しています。実施していない場合は「Explain」と記載のうえ、その理由を説明しています。また、当監査法人に該当がない項目については、「Not Applicable」と記載しております。

【監査法人が果たすべき役割】

【監査法人が果たすべき役割】

原則 1

監査法人は、会計監査を通じて企業の財務情報の信頼性を確保し、資本市場の参加者等の保護を図り、もって国民経済の健全な発展に寄与する公益的な役割を有している。これを果たすため、監査法人は、法人の構成員による自由闊達な議論と相互啓発を促し、その能力を十分に発揮させ、会計監査の品質を組織として持続的に向上させるべきである。

当監査法人の基本的な考え方

当監査法人は、監査業務が企業の財務情報の信頼性を確保し、経済社会及び資本市場の健全な発展に寄与する公益的な役割を担うことを十分に認識しています。

当監査法人の社員及び職員は、1982年12月の設立以来40年以上にわたり、常に監査の品質を最優先に考え、誠実に監査業務を遂行してきました。この基本姿勢は現在も変わることなく受け継がれています。

今後も、社員及び職員相互のコミュニケーションを促進し、風通しの良い組織風土を醸成することにより、監査品質の持続的な向上に取り組み、経済社会・資本市場の健全な発展に貢献してまいります。

指針

監査法人は、その公益的な役割を認識し、会計監査の品質の持続的な向上に向け、法人の社員が業務管理体制の整備にその責務を果たすとともに、トップ自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすよう、トップの姿勢を明らかにすべきである。

当監査法人の取組み

最高経営責任者である理事長は、監査品質を最優先とする組織風土の醸成に向け、自ら率先してその重要性を全職員に対して継続的に発信しています。また、社員会においては、監査品質の維持・向上を重視する姿勢を示しながら議論を主導するとともに、当監査法人主催の研修会においても理事長挨拶を通じて監査品質の重要性を繰り返し発信し、その意識の浸透に努めています。

さらに、当監査法人のWebサイト内に掲載している、「理事長ご挨拶」及び動画の「理事長メッセージ」において、監査品質を最優先とする当監査法人の基本的な考え方や取組姿勢を発信しています。

指針

監査法人は、法人の構成員が共通に保持すべき価値観を示すとともに、それを実践するための考え方や行動の指針を明らかにすべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人は、「経営理念」と「行動指針」を次のとおり定めています。

「経営理念」

公認会計士としての使命感・責任感を保持し、質の高い監査業務の遂行により社会に貢献する。

「行動指針」

1. 監査品質の継続的な向上を追求する
2. 継続的な自己研鑽を怠らず、専門能力の向上に努める
3. 高い職業倫理を保持し、独立性を堅持する
4. 正当な注意を払い、懐疑心の保持を徹底する
5. 法令を遵守し、社会の規範となる行動をとる

指針

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的懐疑心や職業的専門家としての能力を十分に保持・発揮させるよう、適切な動機付けを行うべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、全ての社員が監査業務の責任者として、それぞれの監査チームにおける構成員とのコミュニケーションを重視しています。構成員の意見や相談に真摯に耳を傾け、判断に迷う事項等について、適時・適切な助言を行うことで、安心して業務に取り組むことができる業務環境の整備に努めています。また、各社員は関与先の状況に応じて円滑なコミュニケーションが図られるように監査チームの運営に配慮するとともに、必要に応じて通信環境等の業務環境を整備し、効率的かつ円滑な監査業務の遂行を支援しています。

報酬及び人事評価については、社員及び監査職員を対象に、監査品質を重視した評価制度に基づいて業務遂行状況を評価し、その結果を昇給に反映させることで、監査品質の維持・向上への動機づけを図っています。さらに、教育研修にも力を入れることにより、各構成員の専門性の向上と継続的な能力開発を支援しています。非常勤監査職員については、報酬水準の見直しに加え、業務従事機会の拡充を図ることにより監査品質の向上に資する人材の確保及び育成に努めています。

なお、子育て中の社員及び監査職員につきましては、男女を問わず勤務時間を柔軟に調整し、能力を十分に発揮できる働きやすい職場環境の整備に努めています。また、子育て中の社員等の人事評価や昇給について、不利益が及ばないように配慮しています。

指針

監査法人は、法人の構成員が、会計監査を巡る課題や知見、経験を共有し、積極的に議論を行う、開放的な組織文化・風土を醸成すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、全ての社員が社員会において均等な議決権を有していることから、法人運営及び監査の品質管理について自由闊達に意見を述べ、議論できる体制としています。また、各社員が担当している監査業務における課題、懸案事項等についても、社員会で協議するほか、日常的に理事長、審査担当社員、品質管理担当責任者と意見交換を行うことができる環境を整えています。

品質管理に関する重要事項については、品質管理担当責任者等から社員会で共有された内容を、各社員が監査チームへ適時に伝達しています。また、その内容について、監査チームの構成員とディスカッションを行い、実務上の課題や有用な意見を社員会にフィードバックすることにより、現場の知見を品質管理の改善に活かす双方向の情報共有を実践しています。

さらに、理事長は、日頃から監査チームの構成員に対して、業務上の課題や要望等があれば、遠慮なく相談・提案するよう呼び掛けており、率直な意見交換ができる風通しの良い組織風土の醸成に努めています。

指針

監査法人は、法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方に加えて、利益相反や独立性の懸念に対し、規模・特性等を踏まえて具体的にどのような姿勢で対応を講じているかを明らかにすべきである。また、監査法人の構成員に兼業・副業を認めている場合には、人材の育成・確保に関する考え方も含めて、利益相反や独立性の懸念に対して、どのような対応を講じているかを明らかにすべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人における非監査証明業務に係る報酬は法人全体の収入に占める割合としては僅かです。一方で、非監査証明業務については、依頼を受けた場合には、当監査法人の業務遂行能力に加え、利益相反や独立性への影響を慎重に検討した上で、適切に受嘱の可否を判断しています。

また、当監査法人では、社員及び常勤職員による個人での税務業務、非常勤監査役等への就任及び非監査証明業務の受嘱を認めています。ただし、非監査証明業務については、社員会における承認を条件としています。これらの業務は、社員及び常勤職員の知見と実務経験を高めるとともに、多様な業務経験を通じて視野の広い人材育成に資するものと考えております。また、当監査法人の業務以外にも活躍の機会を提供することで人材の確保・定着にも寄与しています。さらに監査業務以外の収入源を確保することにより、特定の監査報酬への経済的依存を抑制し、監査人としての独立性を維持・強化することにもつながるものと考えています。

独立性の確保については、「独立性チェックリスト」を利用した年2回の定期的な確認に加え、毎月の報告等を通じて、独立性の状況を確認しています。

指針

監査法人がグローバルネットワークに加盟している場合や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている場合、監査法人は、グローバルネットワークやグループとの関係性や位置づけについて、どのような在り方を念頭に監査法人の運営を行っているのかを明らかにすべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人は、グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っていないため、該当事項はありません。

原則 2

監査法人は、会計監査の品質の持続的な向上に向けた法人全体の組織的な運営を実現するため、実効的に経営（マネジメント）機能を発揮すべきである。

当監査法人の基本的な考え方

当監査法人は、小規模な組織であるという特性を活かし、社員会を中心とした組織的かつ実効的な経営管理を行っています。社員会において法人運営及び監査品質に関する重要事項を十分に審議・決定することにより、経営機能を適切に発揮し、会計監査の品質の持続的な向上に取り組んでいます。

【組織体制】

実効的な経営機能

指針

監査法人は、実効的な経営（マネジメント）機関を設け、組織的な運営が行われるようにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて経営機関を設けないとした場合は、実効的な経営機能を確保すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人は、小規模な組織であるという特性を活かし、社員会を法人の最高意思決定機関として位置付け、法人運営及び監査品質に関する重要事項について審議・決定しています。また、最高経営責任者である理事長と品質管理担当責任者を中心に、各社員がそれぞれの担当分野における役割と責任を担い、相互に連携しながら組織運営を行っています。社員会は、原則として毎月1回開催する定時社員会に加え、必要に応じて臨時社員会を開催し、重要事項について適時かつ十分な議論を行うことにより、迅速かつ適切な意思決定を行う体制を整えています。

指針

監査法人は、会計監査に対する社会の期待に応え、組織的な運営を確保するため、以下の事項を含め、重要な業務運営における経営機関の役割を明らかにすべきである。

- ① 監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項について、監査法人としての適正な判断が確保されるための組織体制の整備及び当該体制を活用した主体的な関与
- ② 監査上のリスクを把握し、これに適切に対応するための、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析や、被監査会社との間での率直かつ深度ある意見交換を行う環境の整備
- ③ 法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるための人材育成の環境や人事管理・評価等に係る体制の整備

当監査法人の取組み

- ① 当監査法人では、監査品質に対する資本市場からの信頼に大きな影響を及ぼし得るような重要な事項については、業務執行社員に加え、審査担当社員及び品質管理担当責任者も交えて十分な検討を行うことにより、組織的な判断を行っています。また、当該事項について社員会での審議が必要と判断される場合には、社員会に付議し、社員による十分な議論を経て意思決定を行うことで、監査意見の適切性及び監査品質の確保に努めています。
- ② 当監査法人では、経済環境等のマクロ的な観点を含む分析に基づいて監査上のリスクを適切に把握し、これに的確に対応するため、被監査会社の代表者との面談を重視しています。経験豊富な業務執行社員が、経済環境及び事業環境に対する認識や今後の見通し、経営上の課題等について経営者の見解を聴取することにより、客観的な情報との整合性や監査上留意すべき事項を十分に検討しています。このような代表者との面談は、定期的実施するほか、必要に応じて随時実施するよう各業務執行社員は留意しており、被監査会社の理解を得ています。また、監査チームにおいても、被監査会社の経理担当者との日常的なコミュニケーションを重視しています。必要に応じて経理部長等の責任者と速やかに面談し、監査上重要な事項について確認・協議を行うことができる体制としています。なお、被監査会社に対しては、重要な取引や会計上の論点、経営上の課題等が生じた場合には、速やかに監査チームへ相談するよう依頼しており、適時かつ十分なコミュニケーションを通じて、監査品質の維持・向上に努めています。
- ③ 当監査法人では、職業的専門家としての能力及びその発揮状況を評価項目に含めた人事評価を人事評価規程に基づき実施しています。また、教育研修規程に基づき教育研修による人材育成の体制を整えています。

指針

- ④ 監査に関する業務の効率化及び企業においてもデジタル化を含めたテクノロジーが進化することを踏まえた深度ある監査を実現するためのIT 基盤の実装化（積極的なテクノロジーの有効活用を含む。）に係る検討・整備

当監査法人の取組み

- ④ 当監査法人では、システムエンジニアとしての実務経験を有する社員をIT・情報セキュリティ担当に選任し、IT基盤の実装・強化に取り組んでいます。また、システム監査技術者の資格を有する社員及び常勤職員が在籍しており、その専門的知見を活かし、IT・情報セキュリティ担当を中心に、電子監査調書システムの導入、情報セキュリティ体制の強化、新たなデジタル技術の導入など、当監査法人が直面する課題について、そのリスクと期待される効果を十分に検討した上で、社員会の意思決定を経て整備を進めています。また、AIの活用については、情報セキュリティ及び機密情報の保護に十分配慮しながら、業務上の有効性やリスクを検証するため、まずは法人運営業務を対象として段階的に導入を進めています。

指針

監査法人は、経営機能を果たす人員が監査実務に精通しているかを勘案するだけでなく、法人の組織的な運営のための機能が十分に確保されるよう、経営機能を果たす人員を選任すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人は、1982年12月の設立以来、40年以上にわたり監査業務を中心とした運営を継続しています。理事長は、1993年8月の代表社員就任以来、30年以上にわたり監査実務及び当監査法人の経営に従事しています。他の代表社員も監査実務に精通していることに加え、組織運営及び経営管理に必要な能力を有する者を選任しています。今後も当監査法人の代表社員は、監査実務に関する専門性に加え、経営管理面の能力を評価した上で社員の中から選任されます。

また、当監査法人では、各社員が品質管理、人事評価、アサイン、教育研修、IT・情報セキュリティ及びモニタリングなどの法人運営に関する役割を分担し、それぞれの分野での経験を通じて、組織的な運営に関する知見を蓄積するとともに、将来の経営を担う人材の育成に取り組んでいます。

このように選任された代表社員及び品質管理を分担している社員により構成されている社員会が、当監査法人の組織的な運営と経営機能を担っております。

【組織体制】 独立性を有する第三者

原則 3

監査法人は、監査法人の経営から独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

当監査法人の基本的な考え方

当監査法人は小規模な組織であるという特性を活かし、社員会を中心とした経営管理を行っていることから、社員が相互に法人運営及び経営機能の実効性について監督・評価を行うことにより、適切なガバナンスの確保に努めています。一方で、全ての社員が監査業務及び法人運営に従事しているため、客観的かつ独立した立場で経営機能の実効性を監督・評価することには一定の限界があります。このため、当監査法人では、独立性を有する第三者であり、監査業務についても経験豊富な公認会計士に社員会への出席を依頼し、法人運営及び監査品質等に関する事項について客観的な視点から意見及び助言を受けることにより、経営機能の実効性の向上に努めています。

【組織体制】

独立性を有する第三者

指針

監査法人は、経営機関等による経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保するため、監督・評価機関を設け、その役割を明らかにすべきである。また、規模・特性等を踏まえて監督・評価機関を設けないとした場合は、経営機能の実効性を監督・評価する機能や、それを通じて実効性の発揮を支援する機能を確保すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、法人の規模や特性等を踏まえ最高意思決定機関である社員会に対する監督・評価機関は設けていません。その代わりとして、社員会における経営機能の実効性を監督・評価し、それを通じて、経営の実効性の発揮を支援する機能を確保するため、独立性を有する第三者である石久保善之公認会計士を選任しています。

指針

監査法人は、組織的な運営を確保し、公益的な役割を果たす観点から、自らが認識する課題等に対応するため、独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。併せて、当該第三者に期待する役割や独立性に関する考え方を明らかにすべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、独立性を有する第三者である石久保善之公認会計士に社員会への出席を依頼しており、その専門的かつ客観的な知見を法人運営に活用しています。石久保善之公認会計士には、監査業務及び法人経営とは独立した立場から、社員会の運営状況及び経営機能の実効性を監督・評価するほか、法人内部の構成員だけでは気づきにくい課題や改善事項等について大所高所からの忌憚のない意見を期待しています。

当監査法人では、独立性を有する第三者の要件を以下のように定義しています。

- ◆ 選任時点で当監査法人及び当監査法人の関与先との間に利害関係がない者
- ◆ 過去において当監査法人の社員及び常勤職員の地位になかった者
- ◆ 当監査法人の上場会社の関与先の役職員の地位に過去5年以内になかった者
- ◆ 当監査法人の非常勤職員等としての業務の実施が過去5年以内になかった者

なお、石久保善之公認会計士の独立性が維持されていることは、定期的に確かめています。

指針

監査法人は、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者について、例えば以下の業務を行うことが期待されることに留意しつつ、その役割を明らかにすべきである。

- ・ 経営機能の実効性向上に資する助言・提言
- ・ 組織的な運営の実効性に関する評価への関与
- ・ 経営機能を果たす人員又は独立性を有する第三者の選退任、評価及び報酬の決定過程への関与
- ・ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の策定への関与
- ・ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与
- ・ 被監査会社、株主その他の資本市場の参加者等との意見交換への関与

当監査法人の取組み

当監査法人では、独立性を有する第三者である石久保善之公認会計士との業務委託契約において、委託事項として次の内容を定め、その役割を明確にしています。

- ◆ 監査業務とは独立した客観的な立場で経営機能の実効性を監督・評価
- ◆ 原則として定時社員会に出席し、社員会の実効性を監督・評価
- ◆ 経営機能を果たす人員に係る評価及び報酬の決定過程の聴取
- ◆ 法人の人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針の聴取
- ◆ 内部及び外部からの通報に関する方針や手続の整備状況や、伝えられた情報の検証及び活用状況の評価への関与

また、理事長は社員の報酬額の決定に際し、各社員の監査業務の品質に関する評価を反映させているかを確認するために、独立性を有する第三者である石久保善之公認会計士に意見を求めています。

なお、独立性を有する第三者である石久保善之公認会計士は、社員会における各業務執行社員からの報告を通じて、監査業務の実施状況や重要な監査上の事項等を把握することができます。また、社員会以外の場合でも、各業務執行社員とのコミュニケーションにより、会社代表者及び監査役等との面談の状況や株主総会における株主質問の内容等の情報を把握することができます。

指針

監査法人は、監督・評価機関等が、その機能を実効的に果たすことができるよう、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者に対し、適時かつ適切に必要な情報が提供され、業務遂行に当たっての補佐が行われる環境を整備すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、独立性を有する第三者である石久保善之公認会計士に対し、社員会においては社員と同様の情報を提供しており、社員会以外の場合でも、石久保善之公認会計士の求めに応じて必要な情報を提供するようにしています。

【業務運営】

原則 4

監査法人は、規模・特性等を踏まえ、組織的な運営を実効的に行うための業務体制を整備すべきである。また、人材の育成・確保を強化し、法人内及び被監査会社等との間において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

当監査法人の基本的な考え方

当監査法人は、社員及び非常勤を含む約50名が在籍する組織であり、社員全員が監査業務の責任者を務めています。この組織体制を活かし、組織内のコミュニケーションを密に行うことで、社員会の決定事項や品質管理に関する情報を迅速に共有するとともに、現場からの有益な意見や提案も組織運営に反映する体制を整えています。また、監査品質を重視した人事評価制度を整備し、法人内部の教育研修に加えて外部研修機関の受講機会も確保することで、人材の育成・確保に努めています。さらに、当監査法人は被監査会社との建設的な意見交換を重視しており、会社代表者及び監査役等との面談を積極的に実施することで、監査品質の維持・向上に取り組んでいます。

【業務運営】

指針

監査法人は、経営機関等が監査の現場からの必要な情報等を適時に共有するとともに経営機関等の考え方を監査の現場まで浸透させる体制を整備し、業務運営に活用すべきである。また、法人内において会計監査の品質の向上に向けた意見交換や議論を積極的に行うべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、全ての社員が監査業務の責任者であるため、社員会で品質管理担当責任者から情報提供された品質管理上の重要事項については、監査チームのメンバーに日常的に伝達しています。また、監査チーム内でこれらの事項について積極的に意見交換を行い、実務上の課題や改善提案など有用な意見を社員会へフィードバックすることにより、現場の知見を品質管理及び組織運営の改善に活かしています。

さらに、理事長は、各社員に対し、監査チームのメンバーの監査の品質向上に関する意見及び監査業務を遂行する上での環境改善に関する意見等を積極的に聴取し、社員会に報告することを求めています。

指針

監査法人は、法人の構成員の士気を高め、職業的専門家としての能力を保持・発揮させるために、法人における人材育成、人事管理・評価及び報酬に係る方針を策定し、運用すべきである。その際には、法人の構成員が職業的懐疑心を適正に発揮したかが十分に評価されるべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、教育研修、業務サービス、人事評価に関する規程を整備し、監査の品質管理を重視することを明確にしています。人事評価においては、監査品質に加え、職業的懐疑心を適切に発揮したかどうかについても評価項目に含めています。

社員評価は年 1 回、品質管理担当責任者が第 1 次評価を行い、理事長が第 2 次評価を実施しています。その社員評価に基づいて理事長が社員報酬を決定しています。

監査職員評価は年 1 回、各社員が分担して第 1 次評価を行い、社員会による第 2 次評価を実施しています。その監査職員評価に基づいて理事長が報酬を決定し、社員会に報告しています。

指針

監査法人は、併せて以下の点に留意すべきである。

- ① 法人のそれぞれの部署において、職業的懐疑心を適切に発揮できるよう、幅広い知見や経験につき、バランスのとれた法人の構成員の配置が行われること
- ② 法人の構成員に対し、例えば、非監査業務の経験や事業会社等への出向などを含め、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会が与えられること
- ③ 法人の構成員の会計監査に関連する幅広い知見や経験を、適正に評価し、計画的に活用すること
- ④ 法人の構成員が業務と並行して十分に能力開発に取り組むことができる環境を整備すること

当監査法人の取組み

- ① 当監査法人では監査部門が単一であり、各業務執行社員がメンバーの経験、専門性、能力、得意分野等を総合的に勘案して監査チームを編成しています。その際には、職業的懐疑心を適切に発揮できるようなバランスのとれた構成となるように十分に配慮しています。
- ② 当監査法人では、事業会社等への出向制度は設けていませんが、人材育成の一環として、会計監査に関連する幅広い実務経験を積む機会の確保に努めています。非監査証明業務については、依頼を受けた場合には、当監査法人の業務遂行能力、利益相反や独立性の問題の有無等を慎重に検討した上で受嘱の可否を判断しています。また、社員及び常勤職員について個人での税務業務、非常勤監査役等への就任及び非監査証明業務の受嘱を認めており、会計監査に関連する幅広い知見や経験を獲得する機会を確保しています。
- ③ 当監査法人では、外国の公認会計士資格を有する職員や、ITに関する専門的知見を有する職員等、多様な専門性を有する人材を適切に配置し、それぞれの経験及び能力を活かした監査チームを編成しています。また、ITに関する専門的知見のある社員をIT・情報セキュリティ担当として社員会で選任し、情報セキュリティ体制の整備・強化及びデジタル技術の活用を促進しています。
- ④ 当監査法人では、監査品質の維持・向上を支える人材育成を重要な経営課題と位置づけ、教育研修の充実に努めています。社員及び監査職員が継続的に専門性を高め、その能力を十分に発揮できるよう配慮しています。教育研修については、法人内部または外部の講師による当監査法人主催の研修会を開催するほか、民間の教育研修団体に加入することで、専門性の高い多様な研修を受講できる体制を整備しています。

指針

監査法人は、被監査会社の CEO・CFO 等の経営陣幹部及び監査役等との間で監査上のリスク等について率直かつ深度ある意見交換を尽くすとともに、監査の現場における被監査会社との間での十分な意見交換や議論に留意すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人は被監査会社とのコミュニケーションを重視しており、会社代表者及び監査役等との面談の中で監査上のリスクについて率直かつ深度のある意見交換を行っています。
これらの面談は定期的な実施に加え、必要に応じて適時に実施するように各業務執行社員は留意しています。

指針

監査法人は、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を整備するとともにこれを公表し、伝えられた情報を適切に活用すべきである。その際、通報者が、不利益を被る危険を懸念することがないよう留意すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、内部及び外部からの通報に関する方針や手続を、「通報窓口取扱規程」に定めています。当該規程には、通報書面及び電子メールによる通報の受付及び対応手続を明確化するとともに、通報者の保護に関する規定が設けられています。また、通報者に対する不利益な取扱いや保護義務違反が認められた場合には、社員会の決議に従い、関係者に対して必要な処分を行うことができる旨を定めています。

【透明性の確保】

原則 5

監査法人は、本原則の適用状況などについて、資本市場の参加者等が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保すべきである。また、組織的な運営の改善に向け、法人の取組みに対する内外の評価を活用すべきである。

当監査法人の基本的な考え方

当監査法人では、「監査法人のガバナンス・コード」の適用状況や、監査品質の維持・向上に向けた取組みについて、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」を作成し、当監査法人のWebサイト、日本公認会計士協会のWebサイトで公表することにより、透明性の確保に努めています。

また、組織運営の継続的な改善を図るため、「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」に対して寄せられる意見、評価等を真摯に受け止め、今後の法人運営及び監査品質の向上に活用していきます。

【透明性の確保】

指針

監査法人は、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等が評価できるよう、本原則の適用の状況や、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、一般に閲覧可能な文書等で、わかりやすく説明すべきである。

当監査法人の取組み

「監査法人のガバナンス・コード」の適用状況や監査品質の向上に向けた取組みについては、当監査法人のWebサイトにおいて「監査法人のガバナンス・コード」及び「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」として開示しています。

指針

監査法人は、品質管理、ガバナンス、IT・デジタル、人材、財務、国際対応の観点から、規模・特性等を踏まえ、以下の項目について説明すべきである。

- ① 会計監査の品質の持続的な向上に向けた、自ら及び法人の構成員がそれぞれの役割を主体的に果たすためのトップの姿勢
- ② 法人の構成員が共通に保持すべき価値観及びそれを実践するための考え方や行動の指針
- ③ 監査法人の中長期的に目指す姿や、その方向性を示す監査品質の指標（AQI：Audit Quality Indicator）又は会計監査の品質の向上に向けた取組みに関する資本市場の参加者等による評価に資する情報

当監査法人の取組み

- ① 当監査法人のWebサイト上の「理事長ご挨拶」及び品質への取組みについての「理事長メッセージ」動画において、監査品質を最優先とする経営方針及び理事長の考え方を発信しています。
- ② 当監査法人のWebサイト上のトップページにおいて経営理念と5つの行動指針を示しています。
- ③ 当監査法人は、1982年12月の設立以来、40年以上にわたり監査業務を中心とした法人運営を行っています。その結果、監査業務に係る報酬が法人全体の収入の97%を占めており、非監査証明業務の割合は僅かです。中長期的にも、いたずらに規模の拡大を追求することなく、社員を中心とした体制のもとで既存の関与先に対して質の高い監査業務を提供することを基本方針としています。一方で、新規の監査契約の受嘱は、監査法人としての社会的責任を果たすとともに、持続的な法人運営を実現する上で重要な経営課題であると認識しています。このような観点からAQIとして、「金融商品取引法適用会社数を社員数で除した値」を採用し、この値を概ね1.25以下とすることを目標としています。当該AQIについては「監査品質のマネジメントに関する年次報告書」において開示しています。また、当監査法人は小規模であるため、会計監査の品質の向上に向けた取組みについて、資本市場の参加者等から直接評価を受ける機会はありません。一方で、監査品質に対する評価は、日々の監査業務の遂行や被監査会社との信頼関係を通じて形成されるものと考えています。このため、当監査法人のWebサイト上で、監査品質に関する方針、及びその運用状況を継続的に開示していくことが、資本市場の参加者その他ステークホルダーによる評価に資する情報の提供になると考えています。

指針

- ④ 監査法人における品質管理システムの状況
- ⑤ 経営機関等の構成や役割
- ⑥ 監督・評価機関等の構成や役割。独立性を有する第三者の選任理由、役割、貢献及び独立性に関する考え方
- ⑦ 法人の業務における非監査業務（グループ内を含む。）の位置づけについての考え方、利益相反や独立性の懸念への対応
- ⑧ 監査に関する業務の効率化及び企業におけるテクノロジーの進化を踏まえた深度ある監査を実現するための IT 基盤の実装化に向けた対応状況（積極的なテクノロジーの有効活用、不正発見、サイバーセキュリティ対策を含む。）
- ⑨ 規模・特性等を踏まえた多様かつ必要な法人の構成員の確保状況や、研修・教育も含めた人材育成方針

当監査法人の取組み

- ④ 原則1から4の指針に対する当監査法人の取組に記載しています。
- ⑤ 当監査法人は、社員 11 名で構成する「社員会」を実効的な経営（マネジメント）機関としています。
- ⑥ 原則 3 の指針に対する当監査法人の取組に記載しています。
- ⑦ 当監査法人の非監査証明業務の割合は僅かですが、非監査証明業務の受嘱について消極的であるということではなく、依頼を受けた場合には、当監査法人の業務遂行能力、利益相反や独立性の問題の有無等を慎重に検討した上で受嘱の可否を判断しています。
- ⑧ 当監査法人では、システムエンジニアとしての実務経験を有する社員をIT・情報セキュリティ担当に選任し、情報セキュリティ体制整備・強化及びIT 基盤の実装化・高度化に取り組んでいます。また、監査で使用する PC の紛失等による情報漏洩リスクを低減させるため、暗号化技術を活用したソフトウェアを導入し、監査データを原則として端末内に保存しない運用を行うなど、情報資産の適切な保護に努めています。
- ⑨ 当監査法人では、外国の公認会計士資格を有する職員や、ITに関する専門的知見を有する職員等、多様な専門性を有する人材を適切に配置し、それぞれの経験及び能力を活かした監査チームを編成しています。また、監査品質の維持・向上を支える人材育成を重要な課題と位置づけ、教育研修の充実に努めています。教育研修については、法人内部または外部の講師による当監査法人主催の研修会を開催するほか、民間の教育研修団体に加入することで、専門性の高い多様な研修を受講できる体制を整備しています。

指針

- ⑩ 特定の被監査会社からの報酬に左右されない財務基盤が確保されている状況
- ⑪ 海外子会社等を有する被監査会社の監査への対応状況

当監査法人の取組み

- ⑩ 当監査法人では、特定の被監査会社への経済的依存を回避し、独立性を確保するため、新規監査契約の受嘱にあたり、監査報酬の構成割合を踏まえて受嘱の可否を判断しています。また、社員が個人として税務業務や非監査証明業務等を受嘱することを認めることにより、監査業務以外の収入を確保し、財政的基盤を多様化できるよう配慮しています。これらの取組みにより、特定の監査先からの報酬依存度が15%を超えないように管理しています。2026年3月期において、報酬依存度が15%を超えた監査先はありません。
- ⑪ 当監査法人では、海外子会社等に重要性が認められる場合には、直接往査することを原則としています。ただし、対象国の治安情勢等により直接の往査が困難な場合には、関与先に対し現地監査事務所との監査契約締結を依頼するとともに、監査上の指示（インストラクション）を行い、その実施結果を適切に評価することにより、十分かつ適切な監査証拠の入手に努めています。

指針

- ⑫ 監督・評価機関等を含め、監査法人が行った、監査品質の向上に向けた取組みの実効性の評価

当監査法人の取組み

- ⑫ 当監査法人は、小規模な組織であることから特別な経営機関は設けず、社員会の決定により経営を行っています。品質管理システムについては、理事長を最高責任者とするとともに、品質管理の整備・運用部門として品質管理室を設置しています。品質管理室には、社員会が選任した品質管理担当責任者（代表社員）及び、品質管理担当者（社員）を配置し、品質管理システムの整備及び運用を行っています。また、品質管理室に加え、人事評価、アサイン、教育研修、及びIT・情報セキュリティの各担当者を社員の中から選任し、品質管理システムの運用を担う体制を整えています。当監査法人では、モニタリング責任者が品質管理システムの整備及び運用状況を評価し、その結果及び改善状況を社員会で共有しています。社員会では、これらを踏まえて必要な改善策を検討することにより、監査品質の向上に向けた取組みの実効性を継続的に高めています。なお、当監査法人のモニタリング責任者である理事長柿原佳孝は、2026年3月31日を基準日として品質管理システムの整備及び運用状況を評価した結果、当監査法人の品質管理システムは、当該システムの目的が達成されているという合理的な保証を提供しているものと判断しています。また、当監査法人では、独立性を有する第三者として石久保善之公認会計士を選任しています。石久保善之公認会計士は、当監査法人の監査業務には直接関与しておりませんが、豊富な監査実務経験に加え、監査法人の組織運営に関する知見を有しています。石久保善之公認会計士は社員会に出席し、社員会の運営及び経営機能の実効性を監督・評価するとともに、法人内部の構成員だけでは気づきにくい課題や改善事項等について大所高所からの忌憚のない意見を表明しています。

指針

グローバルネットワークに加盟している監査法人や、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っている監査法人は、以下の項目について説明すべきである。

- ・グローバルネットワークやグループの概略及びその組織構造並びにグローバルネットワークやグループの意思決定への監査法人の参画状況
- ・グローバルネットワークへの加盟やグループ経営を行う意義や目的（会計監査の品質の確保やその持続的向上に及ぼす利点やリスクの概略を含む。）
- ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に関し、グローバルネットワークやグループとの関係から生じるリスクを軽減するための対応措置とその評価
- ・会計監査の品質の確保やその持続的向上に重要な影響を及ぼすグローバルネットワークやグループとの契約等の概要

当監査法人の取組み

グローバルネットワークに加盟しておらず、他の法人等との包括的な業務提携等を通じてグループ経営を行っていないため、該当事項はありません。

指針

監査法人は、会計監査の品質の向上に向けた取り組みなどについて、被監査会社、株主、その他の資本市場の参加者等との積極的な意見交換に努めるべきである。その際、監督・評価機関の構成員又は独立性を有する第三者の知見を活用すべきである。

当監査法人の取り組み

当監査法人では、会社代表者及び監査役等との面談の中で、当監査法人での監査品質の向上に向けた取り組みについて説明するとともに、会計監査に対する要望や意見を伺い、必要に応じて法人運営や監査品質の向上に反映しています。

株主、その他の資本市場の参加者等と直接意見交換をする機会はありませんが、監査品質の向上に向けた取り組みなどについては、当監査法人のWebサイト上や公認会計士協会のWebサイトで公表しています。

なお、独立性を有する第三者である公認会計士についても、株主、その他の資本市場の参加者等と直接に意見交換を行う機会はありませんが、監査法人の組織運営及び監査品質の向上に関する豊富な知見に基づく助言・提言を受け、法人運営の改善に活用しています。

指針

監査法人は、本原則の適用の状況や監査品質の向上に向けた取組みの実効性を定期的に評価すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人では、モニタリング責任者が毎年「監査法人のガバナンス・コード」の適用状況を評価し、その結果を社員会に報告しています。また、監査品質向上への取組みの実効性についても、モニタリング責任者が品質管理システムの評価を実施し、その結果及び改善状況を社員会に報告しています。社員会では、これらの評価結果を踏まえ、必要な改善策を検討・実施しています。

指針

監査法人は、資本市場の参加者等との意見交換から得た有益な情報や、本原則の適用の状況などの評価の結果を、組織的な運営の改善に向け活用すべきである。

当監査法人の取組み

当監査法人は、小規模な監査法人であることから、資本市場の参加者等との直接的な意見交換を行う機会は限定的です。

一方で、監査品質のマネジメントに関する年次報告書及び「監査法人のガバナンス・コード」への取組み状況について、当監査法人のWebサイトに掲載しており、Webサイト閲覧者から寄せられた情報等を組織的な運営の改善に向け活用しています。